

# 青森県報

号外第十三号

平成二十五年  
三月十八日  
(月曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県医療施設耐震化臨時特例基金条例……………	(医療業務課)……………	二
青森県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………	(県民生活課)……………	三
青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(高齢福祉課)……………	四
青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………	(障害福祉課)……………	四
青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(労政・能力開発課)……………	五
青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	(農村整備課)……………	六

青森県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三号

青森県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける医療施設耐震化臨時特例交付金により、災害拠点病院等の耐震化のための事業を行う者に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける医療施設耐震化臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、災害拠点病院等の耐震化のための事業を行う者に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四号

青森県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

青森県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第五号

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十八日

青森県条例第六号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

青森県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年七月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びにこれらの」を「これらの」に、「」に要する「を」並びに福祉・介護に携わる人材の安定的な確保を図るための事業（以下「福祉・介護人材確保事業」という。）に要する「」に改める。

第五条中「及び住居確保事業に要する」を「住居確保事業及び福祉・介護人材確保事業に要する」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十八号から第二十号までを削り、第二十一号を第十八号とし、第二十二号を第十九号とし、第二十三号を削り、第二十四号を第二十号とし、第二十五号から第三十号までを四号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二十七 水利施設整備事業（基幹水利施設保全面） 事業が用水施設に係るものにあつては事業費の百分の二十五に相当する額、事業が排水施設に係るものにあつては事業費の百分の二十一に相当する額

第六条第一項中「第十八号から第二十三号まで及び第二十五号から第二十七号まで」を「第十八号、第十九号、第二十一号から第二十三号まで及び第二十七号」に改める。

附則第五項中「第三条第一項第二十一号」を「第三条第一項第十八号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭